

別記様式

漁業近代化資金利子補給契約申込書

漁業近代化資金融通法（昭和４４年法律第５２号）第３条第１項及び漁業近代化資金融通法施行令（昭和４４年政令第２０９号）第７条の規定に基づき、漁業近代化資金利子補給契約約款を承諾の上、平成 年度において当金庫が貸し付ける漁業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により申し込みます。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

印

記

- 1 政府の利子補給に係る漁業近代化資金の平成 年度における貸付予定額
円
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 平成 年度貸付けに係る同年以降 年度間における支給予定額の総額
円
 - (2) 平成 年 月 日から同年１２月３１日までの期間における貸付けに係る利子補給金の平成 年度における支給予定額の総額
円

漁業近代化資金利子補給契約書

政府は、農林中央金庫に対し、漁業近代化資金融通法（昭和４４年法律第５２号）第３条の規定に基づき農林中央金庫が平成 年度に貸し付ける同法第２条第３項の漁業近代化資金について下記により利子補給金を支給する。

平成 年 月 日

農林水産大臣 氏 名

農林中央金庫理事長 氏 名

記

- 1 政府の利子補給に係る漁業近代化資金の平成 年度における貸付けの限度額は 円とする。
- 2 １の貸付けに係る利子補給金の平成 年度以降 年度間における総額は 円を限度とする。ただし平成 年 月 日から同年 月 日までの期間における貸付けにつき、平成 年度において支給する限度額は 円とする。
- 3 漁業近代化資金利子補給契約約款の条項は、この利子補給契約の内容となるものとする。

漁業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

（利子補給金の支給）

第 1 条 政府は、農林中央金庫が貸し付けた漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の漁業近代化資金（都道府県の利子補給に係るものを除く。以下「漁業近代化資金」という。）につき、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるもののほか、この約款の定めるところにより、農林中央金庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

（利子補給金の支給の年限）

第 2 条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の貸付けをした年度以降 22 年度とする。

（利子補給金の支給に係る期間）

第 3 条 利子補給金は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係るもの及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものに分けて支給するものとする。

（利子補給金の額）

第 4 条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、融通要綱第 2 の 2 に規定する利率により計算した額とする。

（利子補給金の支払）

第 5 条 農林中央金庫は、利子補給金の支払を受けようとするときは、第 3 条に規定する期間経過後 1 月以内に別紙様式第 1 による利子補給金支払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による利子補給金支払請求書の提出があったときは、調査のため日時を要する場合を除き、その提出の日の属する月の翌月の末日までに利子補給金を支払うものとする。

（貸付実行報告）

第 6 条 農林中央金庫は、第 1 条の規定による利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の貸付けを行ったときは、別記様式第 2 による貸付実行報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林中央金庫は、前項の規定により報告した事項につき変更があったときは、別紙様式第 3 による貸付変更報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

（回収状況報告）

第 7 条 農林中央金庫は、第 1 条の規定による利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の回収状況に関し、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間につき、別紙様式第 4 による回収状況報告書により農林水産大臣に報告

しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 農林中央金庫は、第 1 条の規定による利子補給金の支給に係る融資事業が完了したときは、その実績を農林水産大臣に報告しなければならない。国の 1 会計年度における利子補給金の支給に係る期間における融資事業が終了したときも、同様とする。

2 前項の報告は、同項前段の報告にあつては別紙様式第 5 による実績報告書により当該事業の完了後遅滞なく、同項後段の報告にあつては別紙様式第 6 による会計年度実績報告書により当該期間の終了後遅滞なく行わなければならない。

別紙様式第 1

平成 年度^上期漁業近代化資金利子補給金支払請求書_下

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

農林中央金庫
理事長



漁業近代化資金利子補給契約約款第 5 条第 1 項の規定により，平成 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る漁業近代化資金利子補給金 円の支払を別紙計算書を添付の上請求する。

(別紙)

漁業近代化資金利子補給金計算書 (計算期間・平成 年 月 日～ 年 月 日)

貸付 年度	施設別	(A)期首 貸付残高	(B)期末 貸付残高	(C)貸付 平均残高	(D)利子 補給金	(E)国の利 補給額 (C × D)	(F)既に支払 を受けた利 子補給額
		円	円	円	年%	円	円
	小計						
総計	合計						

- (注) 1. 「A」欄には，1月1日から6月30日までの期間に係るものについては1月1日，7月1日から12月31日までの期間に係るものについては7月1日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
2. 「B」欄には，1月1日から6月30日までの期間に係るものについては6月30日，7月1日から12月31日までの期間に係るものについては12月31日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
3. 「C」欄の貸付平均残高は，各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（ $\frac{\text{積数}}{365}$ ）を記入すること。

漁業近代化資金貸付実行報告書
(平成 年 月 分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 

漁業近代化資金利子補給契約約款第 6 条第 1 項の規定により，下記のとおり報告する。
記

1 総 括

施 設 種 類	合 計	
	件	千円
合 計		

2 貸付実行報告明細

別紙のとおり

(別紙)

貸付実行報告明細 (NO .)

(取扱部・所)

整 理 番 号	貸 付 先		施 設 種 類	資 金 の用途	貸 付 年月日	事 業 費	貸付金額	貸 付 条 件			備 考
	所在 地	名称						貸付 利率	据置 期間	償還 期限	

- (注) 1 . 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
2 . 「施設資金」欄は政令第 1 条による種類を記入すること。
3 . 「資金の用途」欄は，具体的に記入すること。

別紙様式第3

漁業近代化資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

理事長



平成 年 月 日付け第 号により報告した漁業近代化資金貸付実行報告書（平成 年 月 分）のうち下記のとおり一部を変更したので漁業近代化資金利子補給契約約款第 6 条第 2 項の規定により報告する。

記

- | | | | |
|---|---------|---|------|
| 1 | 貸付先の名称 | 2 | 整理番号 |
| 3 | 変更する項目 | | |
| 4 | 変更の内容 | | |
| | 変更前 | | 変更後 |
| 5 | 変更の理由 | | |
| 6 | 変更年月日 | | |
| 7 | その他参考事項 | | |

(注) 事業費については著しく変更した場合に限る。

別紙様式第4

漁業近代化資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

理事長



漁業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により，平成 年 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

記

(単位; 千円)

[illegible]

漁業近代化資金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

理事長 ㊟

平成 年度に契約した漁業近代化資金の融資事業が完了したので、漁業近代化資金利子補給契約約款第 8 条の規定により別紙のとおり報告する。

(別紙)

漁業近代化資金の融資事業の実績

契約 年度	年度	契 約 年月日	年 月 日	契約 番号	号	貸付金の 限度額	円	利子補給 金 の 限度額	円
						同実績	円		

事業年度 会計年度	施設別	(A)期首 貸付残高	(B)期末 貸付残高	(C)貸付 平均残高	(D) 利 子 補給率	(E) 国 の利子 補給額	(F) 利 子補給 の返還	(G)差引	備考
	小 計								
総 計	合 計								

- (注) 1. 「A」欄には、1月1日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
 2. 「B」欄には、12月31日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
 3. 「C」欄には、各貸付金額の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計金額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額($\frac{\text{積数}}{365}$)を記入すること。

漁業近代化資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

理事長



漁業近代化資金利子補給契約約款第 8 条の規定により平成 年度に係る漁業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。

(別紙)

平成 年度漁業近代化資金の融資事業実績 (期間平成 年 1 月 1 日 ~ 年 12 月 31 日)

貸付 年度	施設別	(A)期首 貸付 残高	(B)期末 貸付 残高	(C)貸付 平均 残高	(D)利子 補給率	(E)国の利子 補給額 (C × D)	(F)前年度末まで に支払いを受け た利子補給額
		円	円	円	年%	円	円
	小 計						
総 計	小 計						

- (注) 1. 「A」欄には、1 月 1 日現在の貸付残高 (延滞額を除く。) を記入すること。
2. 「B」欄には、12 月 31 日現在の貸付残高 (延滞額を除く。) を記入すること。
3. 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高 (延滞額を除く。) の合計額の総和 (積数という。) を年間の日数で除して得た額 ($\frac{\text{積数}}{365}$) を記入すること。